

## 兵庫県公衆浴場入浴料金統制額の推移

(単位:円)

料金区分 施行年月日	大人	中人	小人	洗髪料
昭和 49 年 4 月 1 日	70	30	10	—
昭和 50 年 4 月 1 日	70	40	20	—
昭和 50 年 7 月 1 日	100	40	20	—
昭和 51 年 5 月 20 日	120	50	30	20
昭和 53 年 1 月 1 日	140	70	30	20
昭和 54 年 10 月 15 日	170	80	30	30
昭和 56 年 4 月 10 日	190	90	50	30
昭和 58 年 5 月 7 日	210	100	50	30
昭和 61 年 7 月 21 日	230	110	60	30
平成 2 年 5 月 1 日	250	120	60	30
平成 5 年 5 月 1 日	280	120	60	30
平成 8 年 9 月 10 日	320	120	60	10
平成 11 年 7 月 10 日	340	130	60	—
平成 17 年 1 月 1 日	380	130	60	—
平成 21 年 1 月 15 日	410	150	60	—
平成 26 年 4 月 1 日	420	160	60	—
平成 30 年 4 月 1 日	430	160	60	—
令和 1 年 10 月 1 日	450	160	60	—
令和 5 年 2 月 1 日	490	180	80	—

(区分) 大人:12歳以上のもの

中人:6歳以上12歳未満のもの

小人:6歳未満のもの

洗髪:大人のみ